

# PwC Immigration News

## 英国イミグレーションに関するアップデート

10 September 2013

### Recent changes to immigration rules

2013年10月1日から2014年1月1日の間に施行が予定されている入国管理法の具体的な改訂内容が、2013年9月6日付で発表されました。PwCリーガルは現行ルールではカバーされていない点や、改善されるべき点をまとめて政府に提出し、今回の改定でその多くが採択されました。今後も英国での事業の発展を支えられる駐在員の皆様、出張で渡英される皆様の意見を政府に伝え、適宜ルールの改善を求めていきます。

以下の事項を含め、改定の大半は2013年10月1日より施行される予定です。

#### Tier 2 ICT(企業内転勤用)ビザの申請要項であつた英語力の証明書について

現行のルールでは、Tier 2 ICTビザを英国内で延長申請して滞在が通算で3年を超える場合、報酬が£152,100以上の方に限り、英語力の証明に関する書類の提出が免除されています。2013年10月1日以降は報酬のレベルを問わず、全てのTier 2 ICTの申請で英語力の証明に関する書類の提出が免除されます。

#### 会社の株式保有に関する条件変更について

Tier 2 General(新規採用)ビザの申請において報酬が£152,100を超える方には、雇用者となる英国の会社が非上場会社である場合に限り、その会社の株を10%以上保有することが容認されるようになります。これは同ビザを持ってその会社の重役ポジションに就任される方には歓迎されるべき変更です。

#### Tier 1 Graduate Entrepreneur(新卒企業家)ビザに関する条件の変更について

現在Tier 1 Graduate Entrepreneurのビザで英国に滞在している方は、会社のスポンサーシップの下、Tier 2 Generalビザに切替えるた

めの申請が認められるようになります。この場合、通常Tier 2 Generalビザの申請要項である労働市場テスト(採用活用)を行う必要はありません。

#### Business Visitorsとして渡英する場合の渡航目的に関する条件の変更について

2013年10月1日以降、以下のような場合はBusiness Visitorとして入国することが許可されるようになります。

- 英国外のグループ会社より、英国の会社に内部監査を行う目的で渡英する場合…PwCリーガルより提案したルール改定案のひとつです。現行のルールでは就労ビザを申請することが求められますが、Business Visitorとしての入国が許可されるようになります。
- 研修に参加するために渡英が必要な場合…同じくPwCリーガルより提案したルール改定案のひとつです。現行のルールでは社内研修に参加する場合に限ってBusiness Visitorとして入国が許可されますが、2013年10月1日以降は社内研修に限らず、他の企業、団体が主催する一般の申し込みが可能な各種研修に参加する場合もBusiness Visitorとして入国が許可されるようになります。但し、その研修内容が担当する業務と関連するものであることが条件です。
- Tier 4ライセンスを持つ、もしくは政府機関により認定された教育機関で、業務に必要なスキルの習得のため、短期間の就学目的で渡英する場合…内容が業務に関連し、且つ就学日数が30日を超えないことが条件です。

**Indefinite Leave to Remain（永住権）、  
Naturalisation（帰化）の申請条件**

英国の永住権、帰化の申請に関して、本年10月28日以降の申請より”Life in the UK”の合格証明書の提出に加え、Home Officeの指定する英語テスト(リスニングとスピーキングのみ)において、”Common European Framework of Reference for Languages”で定められたレベルB1に相当するスコアの証明書も提出が求められます。但し、申請者の年齢が申請時に18歳未満、若しくは65歳以上の場合はこの限りではありません。

**イミグレーションニュースレターのバックナンバーは以下のURLよりご覧いただけます。**

<http://www.pwc.co.uk/who-we-are/japanese-business-network-publications.jhtml>

上記の内容についてのご質問、また本ニュースレターの配信の停止をご希望の方は、大変お手数ですが、草野誠（直通: +44 (0)20 7804 9756 [makoto.kusano@pwclegal.co.uk](mailto:makoto.kusano@pwclegal.co.uk)）までご連絡ください。

This publication has been prepared for general guidance on matters of interest only, and does not constitute professional advice. You should not act upon the information contained in this publication without obtaining specific professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this publication, and, to the extent permitted by law, PricewaterhouseCoopers Legal LLP, its members, employees and agents do not accept or assume any liability, responsibility or duty of care for any consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.

© 2013 PricewaterhouseCoopers Legal LLP. All rights reserved. PricewaterhouseCoopers Legal LLP is a member of PricewaterhouseCoopers International Limited, each member firm of which is a separate legal entity.